

明石市住宅リフォーム助成事業助成対象となる工事の一例

※助成対象となる工事は、原則居住に用いる建築物に施す工事で、明石市内に事業所を有する施工業者が工事を行うものです。

1 建物基礎に関する工事 (※ただし、土地に関する土台又は基礎の工事(擁壁など)は対象外)
2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等住宅本体に施す工事
3 建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事、および敷地内引込工事
4 ベランダ、庇、樋等住居外部にあって、建物と一体となる設備に施す工事 ※ただし、住宅と一体でない、物干場・ウッドデッキ・テラス・バルコニー・サンルーム、門、塀、フェンス、アプローチ、駐車場(住宅と一体のものを含む)、カーポート、物置、別棟の倉庫、広告看板など外構部分に関する工事は対象外
5 台所、浴室、便所、洗面所、脱衣室の工事
6 省エネルギー化、環境に配慮した工事 (1) LED照明器具設置工事(配線工事を伴うもの) (2) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (3) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事 (4) 節水型便器、高断熱浴槽、省エネ・エコに対応した水栓器具を設置する工事 (5) 内装材を環境に配慮した壁紙(エコ壁紙)に張り替える工事
7 バリアフリー化工事 (1) 手すりの設置、滑り防止、段差の解消、廊下・出入口等の拡張、埋込式フットライト等安全性の向上を図る工事(※フットライトは、埋込型工事を伴うもの以外は対象外) (2) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事 (3) 浴室・便所・台所・洗面所等の水回りのバリアフリー化工事
8 防災に関する工事 (1) 不燃性内装材を使用した工事(燃焼しにくい壁紙の張替え工事) (2) 屋根の軽量化工事 (3) 外壁耐火パネルの設置 ※火災報知システムの設置は対象外
9 防犯に関する工事 (1) 防犯カメラの設置 (2) 防犯ガラス、防犯扉等の設置 (3) 防犯性能の高い錠の取り付け (4) カメラ付インターフォンの設置
10 その他市長が認める工事

<助成対象外となる例>

- ・エアコン、食洗器、冷蔵庫、洗濯機等の運送、取付工事
- ・畳の入れ替え
- ・ふすまの張替
- ・単にIHだけの設置
- ・家具転倒防止器具取り付け
- ・シロアリ駆除

<助成対象となる例>

- ・部屋の模様替え工事を行う際に、その部屋の畳を入れ替える場合、模様替え及び畳の入れ替えの費用が助成対象
- ・プロパンガス給湯器とガスコンロを電気給湯器とIHに取り替える場合、電気給湯器とIHの取替え費用が助成対象。(※別々に取り替えることが可能な場合は対象外)
- ・ビルトインコンロ全体を取替える際に、IHを取り付ける場合、ビルトインコンロ全体とIHの取り付け費用が助成対象
- ・太陽光発電設備や高効率給湯器の住宅への設置工事の場合、設備と工事費用が助成対象となります。(裏面もご覧ください)

<条件により助成対象工事となる例>

- ・ **会社、店舗、事務所等の事業用部分の工事は対象外**
 - ただし、店舗・事業所との兼用住宅の場合、居住部分は助成対象となります。屋根や外壁等、住宅部分と店舗・事業所部分との線引きができない部分を工事する場合は、補助金額を床面積で按分になります。
- ・ **単なる電化製品の取替え等に付随する工事や工事を伴わない備品の設置は、助成対象外**
 - ただし、単独で行う場合は、備品の設置とみなし、助成対象外となりますが、当事業の対象となる工事と一連のものとして行う場合は、対象経費に含みます。
- ・ **その他住宅と一体でない部分に関する工事は対象外**
 - ただし、テラス、ウッドデッキ、物干し、雨樋等の取付工事で住宅と一体のものは対象となります。
- ・ **ガスコンロ、IHの単独での取替は対象外**
 - ただし、システムキッチン全体を取り替える場合やコンロ一体とみなされる給湯器と一緒に取り替える場合は対象となります。
- ・ **網戸、下駄箱などの、備品の単独での取替や、畳や障子の貼替等の、工事と言えないものは対象外**
 - ただし、部屋等全体のリフォームを行い、それに併せて上記のような取替等を行う場合は対象となります。